

ヒツブノシヨウスカイ 足夫抄圖解 七册。
有澤武貞著。外題には單に圖解とある。足夫抄は有澤永貞の作であるが、その中に説明せられてゐる備立・城府その他の事項を圖解したもので、寶永四年冬から五年夏に至る間に筆したとある。

ヒヅメ 廿九日 鹿島郡一青庄に屬する部落。廿九日村を或は晦日村とも書いた。

ヒヅメガハ 晦日川 ↓ミソギガハ 御祓川。

ヒヅメガハ 日詰川 ↓イヒノヤマガハ飯山川。

ヒヅメガハ 日詰川 ↓ナカキガハ 中居川。

ヒヅメヒコジンジャ 日詰彦神社 羽咋郡貝田に鎮座する。廿九日彦神社とも書き、宇地加伊多古命を祭神とする。式内等舊社記に、『日詰彦神社。富來郷貝田村鎮座。舊社也。』とある。

ヒヅメワキ 日詰脇 ヘジメ ツギキ 鳳至郡柳田の内の小字。

ヒデガシマ 日出ヶ島 鹿島郡能登島庄に屬する部落。能登誌に、机島に對して筆ヶ島なるをヒフの訛で日出ヶ島になつたと記する。これは机島を能登島附近にあると見ての説と思はれるが、日出ヶ島は島嶼ではない。

ヒデツル 秀鶴 能美郡串茶屋なる清石衛門抱への遊女。文久二年六月朔日螺客小松番匠屋伊兵衛の爲に、木鉄を以て刺殺され、伊兵衛も亦咽を突いて死んだ。秀鶴の本名はさ枝である。

ヒデモリジンジャ 日出森神社 鳳至郡八田(今の瑞穂)に鎮座する。能登名跡志に、

『八、田村に今日出森といひて、田の中に小山の宮森あり。日の出づる地より浮び出でし宮といへり。則此宮也。』と記し、また文政社號帳には『日出森大明神。八之田村鎮座産神。山田村神主堀内氏持宮なり。』とも載せられてゐる。

ヒデンチ 非田地 藩政の時、非田地のものと云ふのは農業に従事せざるものゝ意味で、藤内・磯多・舞々・非人等の總稱である。

ヒトイチ 入市 加越能銘記に、金澤のうち今市の入市を擧げて、その註に『賦活季女婉嬖。翟鬘髮象櫛、揭清揚爲容爛選。並肩立、亦町立字立、辰ヨリ申迄佇立、嗚而仇離。』と記し、これに傍訓を施して『うるほへるわかきをんなわかくかほよし。いろどるころもくろかみぎざのさしぐし、ひたひびろにしてめもとまゆもとかたちづくりきららかにしてすぐれたり。かたをならべてたち、またまちにたちのきにたち、たつよりさるまでひざしくたち、かまびすしくしてわかればなる。』とあるのは、入市に女の立つ有様を言うたものである。又金澤古蹟志にも、『舊傳に云ふ。昔は男女奉公人に取持人といふ者もなく、金澤市中の者及び郡方の者共、金澤諸士・町方等へ奉公せんと欲する者は、十間町の往き付きなる富田氏の土蔵腰或は扉腰に集り居れり。僕婢を求むる人々此の所へ來り、みづから其人體を見て、給金宛行高を取究め、夫れれ、連れゆきける事、そのかみよりの流例なりといひ傳へたりと。按ずるに、金澤町會所留記に載せたる寛文九年二月十六日の定書に、女奉公人町中に立あつまり居申儀御停止に候條、向後奉公人之親兄弟並宿主方より急度可申

渡。と見え此の後延寶七年三月四日の定書にも、女奉公人云々辻・入市などに立申儀一切仕間敷。とあり。』と記して居る。之によつて入市若しくは女市の性質は判るが、彼の法令に見ても、入市は専ら女市のみで、金澤古蹟志に解する如く男市はなかつたと思はれる。男奉公人は別項能登部の條に記す如く、辻立をせずに自ら家々を巡つて交渉したのであらう。尙前に記した今市といふのは金澤近江町の邊といふから、十間町の往き付き富田氏邸邊といふものと極めて近く、或は同一の所を指すのかも知れぬ。元祿の喪の名残に『金澤にて、笠の端のかけらふ加賀の女市 正秀』と見えるのは、この入市のことかと思はれるが、寶永元年磯一峰著の越路紀行金澤のことをいうた條に、『男の立つ市と女の立つ市と二所に分れて、物を交へいと賑へり。』とあるは普通の市場である。

ヒトイチマチ 入市町 石川郡野々市の南端で道路が分岐して居る。西行すれば松任に向かふが、その東行した所を入市町というてゐる。龜尾記に入市町は商人の市をなす所であらうとの説もあり、一日市の訛であらうとの説もあるとするが、野々市の隆盛であつた頃、奴婢となるべきものが、道路に立つて雇主を求めた場所かと思はれる。

ヒトカクシノイハヤ 人隠窟 珠洲郡寺家小字鹽津のうち大泊の磯邊に在る。能登名跡志に、『人隠しと云所は、外よりは一面の山のやうに見ゆれども、登れば切戸有て下る道あり。口三十尋四方もある洞也。是にも色々間取あつて、いろり棚などゝてあり。』とある。

ヒトカゲノシミツ 人影の清水 羽咋郡笹波の藤懸社境内に在る。手叩の清水ともいふ。能登名跡志に、『笹波村に玉藏寺として眞言宗有。十五社權現の社あり。向うに人影の清水とてあり。但三國に一々所宛あり。加州石川郡日御子村宮森の内に人影の清水あり。越中射水郡立野村田の中にも有。人音せず靜かなる時は水涌き上り、人音すれば止む。』と記する。

ヒトコトノカンノン 一言の觀音 ↓シラヤマジンジャ 白山神社(鹿島)。

ヒトツハリ 一針 能美郡德橋郷に屬する部落。加賀志徴に、針は鑿の義であると解釋してゐる。この村に、石清水文書なる應安七年五月十八日富樫昌家の判書に、『長野一針兩村事、嚴密致其沙汰、可令進行石清水入幡宮之雜掌也云々。』とあつて、石清水の社領があつた。

ヒトツメンジタシンカイ 一免下新開 ↓シンカイ 新開。

ヒトツヤ 一ツ屋 能美郡山上郷に屬する部落。

ヒトツヤ 一ツ屋 石川郡圓光寺の枝村である。龜尾記に、この地中頃まで人家なく、川縁の深林であつた。その川の中に清水があつて、人の是に臨むも影を見ぬから影無の清水というたが、今は常の如くであると記してゐる。

ヒトツヤナギケンモツドノシマツキ 一柳監物殿始末記 一册。田邊政巳著。伊豫西條城主一柳監物直興が、寛文五年七月罪を得て前田綱紀監督の下に禁錮せられ、卒去の後元祿十五年九月その遺臣が加賀藩士に召抱へられたまでの始末を載せたものである。